

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	「外国人国保加入者への勧奨事務」に係る仮住民票情報の目的外利用について
----	-------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第11条第2項第5号（目的外利用）

（担当部課：健康部 医療保険年金課 庶務係）

事業の概要

事業名	外国人国保加入者への勧奨事務
担当課	健康部 医療保険年金課
目的	国民健康保険証を適正に交付するため
対象者	仮住民票が作成されない外国人国保加入者
事業内容	<p>仮住民票が作成されない外国人国保加入者の把握を行い、該当者に対し改正住民基本台帳法の施行日までに国民健康保険の資格が無くなる旨を通知する。</p> <p>また、法施行日以降も引き続き国民健康保険に加入するためには、入国管理局及び新宿区の外国人登録での手続きが必要である旨を勧奨する。</p> <p>なお、法施行日までの間に手続きが行われず仮住民票が作成されなかった外国人国保加入者について、法施行日において資格喪失の処理を行う。</p> <p>【実施時期】 平成 24 年 5 月下旬～平成 24 年 7 月上旬 ※ 勧奨通知は、5 月下旬・6 月下旬に発送予定</p> <p>【対象者数】 約 1,200 人を想定 ※ 外国人国保加入者 17,981 人（平成 23 年 11 月末現在）</p>

件名 「外国人国保加入者への勧奨事務」に係る仮住民票情報の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	地域文化部戸籍住民課	利用課	健康部医療保険年金課
登録業務の名称	仮住民票	登録業務の名称	国民健康保険
登録業務の目的	外国人住民を外国人登録から住民基本台帳へ移行する際に、外国人住民に関する記録の正確性の確保と円滑な移行を図るため	登録業務の目的	国民健康保険事業の運営
登録業務に係る個人情報の記録媒体	電磁的媒体	登録業務に係る個人情報の記録媒体	電磁的媒体
目的外利用を行う理由	仮住民票が作成されない外国人国保加入者に対して、法施行日以降において引き続き国保加入するための勧奨通知を送付し、法施行日までの間に手続きが行われなかった外国人国保加入者については、法施行日において資格喪失処理を行う必要があるため		
目的外利用を行う情報項目	仮住民票が作成されない外国人の ○住民番号 ○生年月日		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	電磁的媒体		
目的外利用の時期・期間	平成24年5月7日 から 平成24年7月8日 まで		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況			